

訪問看護ステーションこもれび運営規定

(事業目的)

第1条 一般社団法人 ACCEL が設置する訪問看護ステーションこもれび（以下「ステーション」。）において実施する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者の QOL を確保し、患者の病状に応じた適切な看護を提供し心身機能の維持回復を図るものとする。
指定介護予防訪問看護においては、可能な限りその居宅において自立した日常生活を維持できるよう生活機能の維持または向上を図るものとする。

2. ステーションは、利用者の所在する市町村や地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(ステーションの名称等)

第3条 訪問看護を行うステーションの名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称：訪問看護ステーションこもれび
2. 所在地：神戸市垂水区小東山本町2丁目10-26-203

(職員の職種、員数、職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1名（常勤職員・看護職員と兼務）
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
2. 看護職員 3名以上（うち常勤1名は管理者兼務）
主治医の指示による訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき訪問看護に提供に当たる。
3. 理学療法士等 業務に応じて必要数
4. 事務職員 1名
必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日迄とする。但し、国民の祝日及び12月31日～1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9時から午後6時
3. サービス提供時間 午前9時～午後5時
4. 営業日以外の問い合わせや要請に対しては、転送電話、携帯電話などにより看護師が対応し24時間体制で訪問可能とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

1. 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、ステーションが訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)を作成し訪問看護を実施する。
2. 利用者または家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指示する。
3. 利用者に主治医がない場合は、ステーションから担当区医師会または介護保険下においては、介護支援専門員又は地域包括支援センターに調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第7条

1. 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者またはその家族への説明。

《サービス内容》

- ① 病状・ADLの観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④ 褥瘡の予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
2. 訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)の作成

(緊急時などにおける対応方法)

第8条

1. 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状の急変・その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
2. 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
3. ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族、当該利用者にかかる介護支援専門員等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
4. 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用料)

第9条

1. 医療保険の場合、健康保険法等で規定された金額を徴収するものとする。介護保険の場合、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし当該指定介護・介護予防が法廷代理受領サービスである時は、その1～3割の支払いを受けるものとする。
2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
3. 医療保険での訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお自動車を使用した場合は次の額を徴収する。走行距離に関係なく1回350円(徒歩圏内を除く)
介護保険の実施地域外の交通費は実費とする。自動車を利用した場合は走行距離に関係なく1回350円
4. 日常生活上必要な物品等・利用者の申し出により有償サービスを提供した場合は実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、神戸市垂水区・須磨区・長田区全域、西区(学園西町・東町)

(衛生管理等)

第11条

1. ステーションは看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品などの衛生的な管理に努めるものとする。

2. ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、また蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① ステーションにおいて、従業員に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

② ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に一回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の対策)

第12条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。

① 虐待防止に関する責任者の選定を行う。

② 苦情解決体制・虐待防止に関する指針の整備を行う。

③ 従業員の虐待防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

④ 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備するほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底する。

(業務継続計画の策定等)

第13条

1. ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. ステーションは、定期的業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条

1. ステーションは、資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務管理体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後 1 か月以内

② 継続研修 年 3 回

2. 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。また、退職後においても在職中に知り得た秘密を保持する。
3. ステーションは、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. 訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低 5 年間は保存するものとする。
5. この規定に定めた事項の外、運営に関する重要事項は一般社団法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めたものとする。

附則 この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。